

○清須市特別職報酬等審議会条例

平成17年 7 月 7 日条例第44号

改正

平成18年12月25日条例第43号

平成20年 9 月30日条例第38号

平成27年 3 月27日条例第 1 号

清須市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）について審議するため、清須市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、人事秘書課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年 7 月 7 日から施行する。

(審議会の会議の招集の特例)

- 2 委員が任命された日以後最初に開かれる審議会の会議については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成18年12月25日条例第43号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、第 1 条の規定による改正前の清須市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定並びに第 2 条の規定による改正前の清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 1 条、第 3 条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成20年 9 月30日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月27日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の各条例の規定は適用せず、この条例による改正前の各条例の規定は、なおその効力を有する。